

アージュ定額制オンラインレッスン会員規約

第1条(目的)

アージュ定額制オンラインレッスン(以下「ASO」といいます。)は、会員(本会則第4条所定の手続を経て当社オンラインレッスンにお申込みをされた方をいいます。以下同じです。)がASOを利用して、心身の健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの定着を図ることを目的とします。

第2条(会員制)

1. ASOは、月間会員制とします。
2. 会員によるASOの利用範囲、条件、およびオンラインレッスン運営システム(会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。)については、別に定めます。
3. 会員がASOを利用するときは、利用するオンラインレッスンにて身分証明書の提示を求めることがあります。

第3条(入会資格)

1. ASOの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

1. 各料金種別において必要に応じ別途定める資格を満たすこと。
2. ASOのオンラインレッスンの利用に堪え得る健康状態であることをASOに申告いただくこと。
3. 本会則に同意いただくこと。
4. 暴力団関係者でないこと。
5. 過去に本会則の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、ASOが検討した結果、入会資格を認めることがあります。

2. 会員は、ASOに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを保証します。

1. 暴力団
2. 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
5. その他前各号に準ずるもの

3. 会員は、ASOに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行わないことを保証します。

4. 会員は、ASO に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
5. 会員は、ASO に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を越えた不当な要求行為
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて ASO の信用を毀損し、または ASO の業務を妨害する行為
5. オンラインレッスン用 URL を無断で第三者に流布する行為
6. その他前各号に準ずる行為

第 4 条(入会手続)

1. オンラインレッスンにお申込み完了後であっても、ASO が行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
2. 会員は、入会后、ASO から本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。ASO は、会員がその求めに応じない場合、当該会員のオンラインレッスンの利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、**第 7 条**第 1 項に定める諸費用を支払います。
3. 未成年の方が入会しようとするときは、ASO が特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します
5. 会員は当月の末日の支払いをもって翌月の会員となる意思があるものとします。

第 5 条(届出内容変更手続)

1. 会員は、予約サイトに入力した内容その他 ASO に届け出た内容が正確であることを保証します。ASO は、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、予約サイトに入力した内容その他 ASO に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. ASO より会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により ASO からの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに ASO からの通知が会員に到達したものとします。

第 6 条(個人情報保護)

ASO は、ASO の保有する会員の個人情報を、ASO が別途定める「個人情報保護方針」および「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第 7 条(諸費用)

1. 会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます)は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて ASO が指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
3. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは ASO が認める理由がある場合を除き、返還しません。

第 8 条(会員たる地位の相続・譲渡)

ASO の会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第 9 条(諸規則の遵守)

会員は、ASO のオンラインレッスンの利用にあたり、本会則その他 ASO の定める諸規則を遵守し、ASO のオンラインレッスンスタッフ(以下「オンラインレッスンスタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

第 10 条(禁止事項)

会員は、次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます。)やスタッフ、ASO を誹謗、中傷すること。
2. 大声、奇声を発する行為や他の方もしくはスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
3. スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
4. 他の方やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
5. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でオンラインレッスンスタッフに迷惑を及ぼす行為。
6. 画面上に不適切と思われる画像や動画を映し出す行為
7. 事前承諾のないオンライン上における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
8. ASO のオンラインレッスン内の秩序を乱す行為。
9. 画面共有したデータやレッスンの録画等のデータを流用しビジネスをする行為
10. 他人のオンラインレッスンの URL を無断で使用しレッスンを受講する行為

11. その他、ASO が会員としてふさわしくないと認める行為。

第 11 条(傷害・損害賠償責任免責)

1. 会員が ASO のオンラインレッスンの利用中、会員自身が受けた損害や傷害に対して ASO は、ASO に故意または過失がある場合を除き、当該損害・傷害に対する責任を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、ASO は、ASO に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第 12 条(会員の損害賠償責任)

会員が ASO のオンラインレッスンの利用中、会員の責に帰すべき事由により、ASO または他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 13 条(退会)

会員が、自己都合により退会するときは、翌月の会員費用を支払わない事で、当月の末日(以下「退会日」といいます。)をもって退会できるものとします。なお、会員は ASO に対し退会日(当月末日)までの諸費用を支払う義務を負います。

第 14 条(オンラインレッスンの利用制限・禁止、契約解約)

1. ASO は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して ASO のオンラインレッスンの利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は ASO から ASO の利用を制限または禁止された場合であっても、第 7 条第 1 項に定める諸費用を支払います。

1. 第 3 条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。
2. 本会則その他 ASO の定める諸規則に違反したとき。
3. 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。)
4. 諸費用の支払いを連続して二回以上怠ったとき。
5. 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
6. 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
7. 医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
8. 法令に違反したとき。
9. その他、ASO が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 前項に基づき ASO が本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、ASO はその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第 15 条(オンラインレッスンのキャンセルおよび中止)

1. ASO は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、ASO のオンラインレッスンの全部または一部を臨時的にキャンセル又は中止することができます。

1. 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 2. オンラインレッスンの修繕、整備または点検を要するとき。
 3. 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含みます。)、行政指導もしくは命令等があったとき。
 4. 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 5. その他、ASO が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
2. 前二項の場合、法令の定めまたは ASO が認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。
 3. ASO は、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第 16 条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)

ASO は、本規約に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件およびオンラインレッスン運営システムについて、ASO が必要と判断したときは、会員に対して原則として 1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第 17 条(会則の改正)

原則として ASO は 1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本規約を改正することができます。改正した本規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 18 条(告知方法)

本規約における会員への告知方法は、オンラインレッスン内での告知および会員各届出によるメールアドレスへの送付する事を方法とします。

第 21 条(法人会員契約に基づく ASO 会員に関する附則)

自らが所属する法人、健康保険組合等と ASO との法人会員契約(以下「法人契約」といいます。)に基づく会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。

1. 第 3 条(入会資格)について、同条第 1 項各号の他、自らが所属する法人、健康保険組合等が ASO と法人契約を締結していることが追加されます。
2. 第 19 条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

株式会社 アージュ
2020 年 5 月 1 日改正